会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

10月の情報提供

1.	求何求単情報ネットリーク(WebKIT)成約連賃指数(令和6年8月分)	• •]
2.	令和6年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領	• • [
3.	令和6年度自主点検結果とりまとめ表(9月、10月実施分)	• • 7
4.	10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。	• • {
5.	令和6年度 引越基本講習・引越管理者講習の開催について	••10
6.	令和6年度「標準的な運賃」活用セミナーの開催について	••13
7.	令和6年度 過労死等防止対策セミナー	• • 1 4
8.	令和6年度「改善基準告示解説セミナー」の開催について	••16
9.	乗務員講習会のご案内	••17
10.	初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	••19
11.	陸災防香川県支部会員の皆様へ	• • 2 2

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について (令和6年8月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年8月分の 運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和6年8月の運賃指数の概要

- 1. 令和6年8月の運賃指数は、前月比9ポイント増、前年同月比16ポイント増となり、 平成30年12月以来5年8か月ぶりに過去最高値を更新する140を記録した。
- 2. 8月末現在の求車登録件数は158, 816と前年同月比16, 755増(11.8%増)となり、8月として過去2番目に高い件数を記録した。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年 度
加入者数 (ID 数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162.940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID 数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,472
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	115,596

[※]令和6年度は令和6年8月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

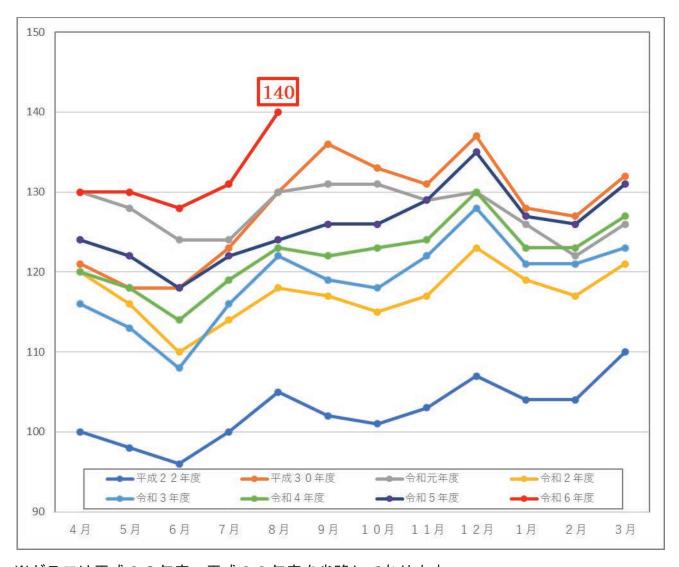
年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	665,887

荷物情報	令和6年8月	前年同	月比	前月比		
(求車)	тиотол	増減数	増減率	増減数	増減率	
登録件数	158, 816	16, 755	11.8%	15, 890	11. 1%	
成約件数	18, 907	-3, 840	-16.9%	-6, 410	-25.3%	
成約率	11.9%	4. 1ポイント	_	一 5.8ポイント	_	

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140							

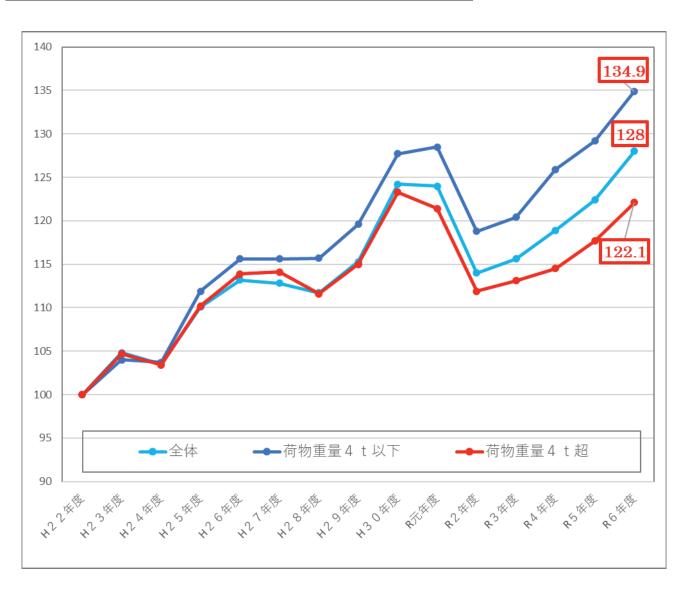


※グラフは平成23年度~平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	128
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	134.9
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	122.1



〇成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

- ※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。
- ※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

〇成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷) それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別 運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

OWebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネット を利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報 登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波 動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。 なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 (公社)全日本トラック協会経営改善事業部 深田TEL03−3354−1056

日本貨物運送協同組合連合会 KIT·情報化事業部 武田、松井、岡崎 TELO3-3357-6068

令和6年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和6年5月8日 公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック(車両総重量8トン以上)の車輪脱落事故を 防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和6年9月1日(日)から9月30日(月)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」 機関誌(紙)やホームページ等を活用し、大型トラック(車両総重量8トン以上) のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

	検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及び パイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
削别表但	ブレーキ・	ロッドのストローク	同左
	チャンバ		機能

		1 タイヤの状態	同左
		2 ホイール・ナット及びホイ	同左
		ール・ボルトの緩み	
		3 フロント・ホイール・ベアリ	同左
		ングのがた	
走行装置	ホイール		1 ホイール・ナット及びホイ
			ール・ボルトの損傷
			2 リム、サイド・リング及びデ
			ィスク・ホイールの損傷
			3 リヤ・ホイール・ベアリング
			のがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間 及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記① のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後 1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定 している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ!車輪脱落事故~タイヤ交換作業の手法と方法~」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2)「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」 黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、 燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本 運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌(紙)等を活用し、 全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画 を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間(令和6年9月1日(日)~9月30日(月))における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月15日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いします。

以上

香川県トラック協会 管理課 行き

FAX: 087-821-4974

事業者名		

令和6年度「自動車点検整備推進運動」

「黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置の点検·整備」の実施に係る 運送事業者によるエア・クリーナの自主点検結果 (9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数	台	七
エア・クリーナを交換した車両数	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数	台	台





Refresh. 打造分与LU 動き力 十大計

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- ●「年次有給休暇の計画的付与制度」を 導入しましょう。
- ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を 活用すれば休暇の分散化にもつながります。
- 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/

年次有給休暇取得促進特設サイト Q

年休取得促進 特設サイト▶





年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた 残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。 この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が 行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。



●日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

 5目
 5目

 事業主が計画的に付与できる
 労働者が自由に取得できる

 5目

 事業主が計画的に付与できる
 労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

○○株式会社と○○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。 なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。 前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。 ○○○○年○月○日 ○○株式会社 代表取締役 ○

○○株式会社 代表取締役 ○○○○ ○○労働組合 執行委員長 ○○○○

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。 労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を 定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な 5 日間から差し引くことはできません。

関係会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会 会長 楠 木 寿 嗣

令和6年度 引越基本講習・引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした「引越基本講習」「引越管理者 講習」を下記のとおり開催いたしますので、引越業務に係わる方は、受講いただきますようご案 内申し上げます。

なお、「引越基本講習」を修了されていない方は「引越管理者講習」は受講できませんので、 受講を希望される方は連日での参加をお申込みください。(「引越管理者講習」は『引越事業者優 良認定制度』の認定要件の一つとなっており、申請事業者は各営業所に同講習修了者を1名以上 在籍させるなどの必要があります。)

敬具

記

【引越基本講習】

日 時: 令和6年11月14日(木) 10時00分~ 16時00分

場 所:「徳島県トラック会館」 徳島市北田宮2丁目14番50号

対 象 者:引越業務実務経験者(予定される方も含む)

【引越管理者講習】

日 時: 令和6年11月15日(金) 10時00分~16時00分

場 所:「徳島県トラック会館」 徳島市北田宮2丁目14番50号

対 象 者:2005年度以降の全ト協統一形式での引越基本講習修了者

※2021年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新(再受講)が必要となります

- ◆今年度、四国内では徳島県と愛媛県(11/21 基本、11/22 管理者)での開催となっております。 愛媛県での受講を希望される方は香ト協事務局までお問い合わせください。
- ◆申込書等の電子データが必要な方は、香ト協ホームページよりダウンロードしてください。
- ◆申 込:所定の申込書にご記入の上、香ト協までご返送、又はご持参下さい(FAX不可)。

【申込締切:10月31日(木) 香ト協 必着】

(締切り後の受付はシステム上の都合上、致しませんので早めにお申し込み下さい)

引越基本講習

開催日時	令和6年11月14日(木) 10時00分 ~ 16時00分
開催場所	徳島県トラック会館 3F 大会議室 徳島市北田宮2丁目14番50号 TEL088-632-8810
講習内容	○引越業界の現状について ○標準引越運送約款等の知識について ○引越の下見・見積の知識とクレーム対応について (DVD) ○引越作業と接客マナーについて (DVD)
受講対象者	引越業務実務経験者(予定される方も含む)
申込締切	令和6年10月31日(木) 香ト協必着 ※締め切り後の受付は致しません
申込方法	●別紙様式(A)引越基本講習[申込書 兼 受講票]を 香川県トラック協会まで郵送または持参のいずれかの方法で てご提出ください。 ※FAXにより申込は不可となっております。
受講定員	30名(定員になり次第締め切り)
当日持参物	●筆記用具、赤ペン
受講費	◇協会会員 : 無 料 (各県協会にて補助致します)◇会 員 外 : 5,000円
申 込 先 (問合先)	〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2-3 (一社)香川県トラック協会 (担当:吉原) TEL(087)851-6381

引越管理者講習

開催日時	令和6年11月15日(金) 10時00分~ 16時00分
開催場所	徳島県トラック会館 3F 大会議室 徳島市北田宮2丁目14番50号 TEL088-632-8810
講習内容	○引越に係るクレーム相談について○見積、請求、延期、破損等について【事例検討(個人研究・グループ討議】
受講対象者	2005年度以降の全ト協統一形式での引越基本講習修了者 ※2021年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新(再受講)が 必要となります。以前の受講日が不明な場合は、各県ト協にお問合 せ下さい
申込締切	令和6年10月31日(木) 香ト協必着 ※締め切り後の受付は致しません
申込方法	●別紙様式(B)引越管理者講習[申込書 兼 受講票]●顔写真(サイズについては別紙申込書を参照)※指定サイズ以外の場合、修了証は作成されません○別紙様式(B)と写真を香ト協まで郵送または持参ください。
受講定員	30名(定員になり次第締め切り)
当日持参物	□筆記用具 □名刺(15枚程度、グループ討議にて使用) □顔写真(<u>申込時に提出されていない場合のみ</u>) □(※前日基本講習基本講習を受講された方は、講習で使用した テキストをご持参ください)
受講費	◇協会会員 : 無 料 (各県協会にて補助致します)◇会 員 外 : 5,000円
申 込 先 (問合先)	〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2-3 (一社)香川県トラック協会 (担当:吉原) TEL (087) 851-6381

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会 会 長 楠 木 寿 嗣

令和6年度「標準的な運賃」活用セミナーの開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は全日本トラック協会との共催で、本年3月に告示・施行された新しい「標準的な運賃」を活用するためのセミナーを開催いたします。

新しい「標準的な運賃」は、昨年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、これまでの標準的運賃より平均8%引き上げられたほか、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に適正に転嫁できるようことを目的に見直しをされました。

セミナーでは、新しい「標準的な運賃」についての告示概要をはじめ物価高などを反映した運賃・料金の設計方法のほか、荷主との運賃交渉方法などについて取り上げますので参加を希望される方は下記申込書にて10月11日(金)までにお申込みくださいますようお願いします。

敬具

記

- 1. 日 時 令和6年10月22日(火)13時30分~16時00分
- 2.場 所 ホテルパールガーデン 本館2階 「讃岐Bの間」
- 3. 講師 近代経営システム研究所代表 森高 弘純 氏
- 4. 内 容 ○新しい「標準的な運賃」告示の概要
 - ○新しい「標準的な運賃」の活用
 - ・物価高、燃料高、人材不足を反映した運賃・料金の設計
 - 荷主との運賃交渉
 - ○新・標準貨物自動車運送約款について

令和6年度「標準的な運賃」活用セミナー申込書

会社名	
役 職	
お名前	

※香ト協FAX:087-821-4974宛ご返信ください。

会員各位

(一社)香川県トラック協会会 長楠木寿嗣

令和6年度 過労死等防止対策セミナー 〜健康起因事故の削減を目指して〜

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度に引き続き、 標記セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催で実施します。

本セミナーでは、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を考え、学びます。

また、健康チェックシート等を用いた小集団による意見交換等を行い、他社の健康管理に関する 取組の好事例などから新たな気づきを得ることができ、更に受講者がセミナーで使った資料を自社 のドライバーへの教育に展開・活用することで事業者の取り組みを促し、過労死等の防止並びに健 康起因事故の削減を図ることといたします。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

敬具

記

- 1. 日 時 令和6年11月13日(水) 13:30~16:30
- 2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル
- 3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント㈱大阪支店 リスクマネジメント事業本部 西村伸光 氏
- 4. 内容
 - (1)過労死等と健康起因事故の現状と国の動向、生活習慣の改善の必要性・重要性(座学)
 - (2)トラックドライバーの生活習慣改善方法を考える(グループワーク)
 - (3)健康チェックシートの使用方法と解説(個人ワーク・座学)
 - (4)健康管理の取り組み確認について(グループワーク)
 - (5)健康管理の取り組み状況 資料集の解説 (座学)
- 5. 対象者 経営者及び運行管理者等
- 6. 募集人数 定員64名(申込期限:10月31日休) 定員になり次第締め切ります。)
- 7. 申込方法 別添「参加申込書」にご記入頂き、お申し込みください。
- 8. 持参物 名刺2枚・筆記用具
- 9. 主 催 (公社)全日本トラック協会、(一社)香川県トラック協会
- 10. その他 Gマーク申請の加点対象です。(管理者・ドライバー共に3点)

(一社)香川県トラック協会 適正化事業課 宛 FAX 087-821-4974

令和 年 月 日

令和6年度過労死等防止対策セミナー 〜健康起因事故の削減を目指して〜 参加申込書

事業所 支店•営業所名		
	所在地	
受講者①	所属·役職	
	氏 名	
受講者	所属·役職	
2	氏 名	

(締 切 日) 令和6年10月31日(木) ※ 定員64名になり次第、締め切らせていただきます。

会員各位

(一社)香川県トラック協会会長 楠木寿嗣

令和6年度「改善基準告示解説セミナー」の開催について(再)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、台風の影響で開催延期となっておりました標記セミナーの延期日程が決まりました。ご出席を予定されていた皆さまには大変ご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

こちらのセミナーは、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の 改善のための基準(改善基準告示)についての解説となり、(公社)全日本トラック 協会との共催により下記のとおり開催致しますので、参加ご希望の方は下記申込書 にて10月18日(金)までにお申込みください。

敬具

記

- 1. 日 時 令和6年10月29日(火)13時30分~15時00分
- 2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館6階「インペリアル」
- 3. 講師 株式会社運輸・物流研究室 取締役フェロー 小野秀昭 氏
- 4. 内容
- ・改善基準告示改正の趣旨
- ・ 改善基準告示の改正内容の解説
- Q&Aの解説
- 36協定の解説 等

令和6年度「改善基準告示解説セミナー」申込書

会社名		
役 職		
お名前	Ī	

※香ト協FAX:087-821-4974宛ご返信ください。

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和6年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

当講習は、香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となります。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬具

記

- 1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
- 2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
- 3. 対象者 会員事業所所属運転者 ※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
- 4. 参加費用 無料
- 5. 申込方法 申込書類に必要事項を記載し、FAXにてお申し込みください。
- 6. 注意事項 当講習では実車を用いた内容を含みます。 そのため、サンダル履きでのご参加はご遠慮いただいております ので予めご了承ください。
- 6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和6年度 乗務員講習 参加申込書

・乗務員ステップアップ講習

(受講希望日に✔印をご記入下さい。)

450						
✔印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所			
	第 112 回	令和6年10月12日(土) 9:00 ~ 12:00				
	第 113 回	10月12日(土) 13:30 ~ 16:30	会場 安全研修センター			
	第 114 回	令和6年11月9日(土) 9:00 ~ 12:00	住所 高松市福岡町3丁目3-6			
	第 115 回	11月9日 (土) 13:30 ~ 16:30				

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名(記入者)	

		氏 名		生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種
	(ふりがな)			昭和 ・ 平成 年	-	大型
1				月 日(満 歳)	年	中型
	7希望講習 9印記入)	第 112 回(AM)	• 第	113回(PM) · 第114回 (AM)	· 第 115 回 (PM)	小型
	(ふりがな)			昭和 ・ 平成 年		大型
2				月 日(満 歳)	年	中型
	1希望講習)印記入)	第 112 回(AM)	• 第	113回(PM) · 第114回 (AM)	· 第 115 回 (PM)	小型
	(ふりがな)			昭和 ・ 平成 年		大型
3				月日(満歳)	年	中型
	7希望講習)印記入)	第 112 回(AM)	• 第	113回(PM) · 第114回 (AM)	· 第 115 回 (PM)	小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第1 0条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会(6時間講習・11回)、事故惹起運転者講習会(6回)を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただいております。

敬具

※初任運転者とは(指導の場合)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として 常時選任するために新たに雇い入れた者。(当該貨物自動車運送事業者に おいて初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事 業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く)

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容 及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの)を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けたもの)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和6年 4月25日 (本	第8回 令和6年12月 5日(木)
第2回 5月23日 (本)	第9回 令和7年 1月30日(木)
第3回 6月 6日 (本)	- 第10回 2月 6日(木)
第4回 7月 4日 (木)	- 第11回 3月27日(木)
第5回 8月29日 (本	_
第6回 9月26日 (本	_
第7回 10月24日(木	

<事故惹起運転者講習会>

第1回	令和6年	5月	9 ∄	(木)	第5回 令和7年	1月23日(木)
第2回		7月1	1	(木)	第6回	3月13日(木)
第3回		9月1	2 目	(木)		
第4回	1	1月	7 日	(木)		

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00

3. 場 所 四国交通共済会館

4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

5. 定 員 20名

6.申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。

初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。

※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。

7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。

> ※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。 予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✔ 記入欄	開催日	✔印 記入欄	開 催 日
終了	令和6年 4月25日(木)		令和6年 12月 5日(木)
終了	5月23日 (木)		令和7年 1月30日(木)
終了	6月 6日 (木)		2月 6日 (木)
終了	7月 4日 (木)		3月27日 (木)
終了	8月29日 (木)		
終了	9月26日 (木)		
	10月24日(木)		

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください)。

✔印 記入欄	開催日	✔印 記入欄	開催 日
終了	令和6年 5月 9日 (木)		令和7年 1月23日(木)
終了	7月11日 (木)		3月13日 (木)
終了	9月12日 (木)		
	11月 7日 (木)		

※開講時間は、 $9:30\sim17:00$ (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (\checkmark) をお願い致します。 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

ふりがな 氏 名		生年月日		
	昭和 平成	年	月	日

○派遣先データ

<u>会 社 名</u>			
会社住所	₸		
電話番号		FAX番号	
担当者名		<u>役</u> 職	

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

[※] 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- ▶ 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部よりEメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部 FAX 03-3453-7561

事業場名 または 個人名		
電話番号	FAX番号	
都道府県		
メールアドレス		

次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合せ先」までご連絡ください。お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川

お問い合わせ先



厚労省所管

陸運労災防止協会香川県支部 災害防止団体 TEL 087-851-6251

